第二回館山市議会定例会会議録（第四号）

一、昭和五十五年七月四日（金曜日）午前十時
一、館山市役所議場
一、出席議員　二十七名
一番　神田守隆　二番　石井　謀
三番　網島憲治　四番　横溝　功
五番　福原　勤　七番　古賀礼四郎
八番　石井昌治　九番　松下正己
一一番　林　豊　一二番　栗原一雄
一三番　近藤好雄　一四番　渡辺昭夫
一五番　伊藤幸太郎　一六番　押元　稔
一八番　流山源次郎　一九番　石井輝久
二〇番　石井武敏　二一番　吉田勇治郎
二二番　藤田益治　二三番　菊井敏博
二四番　和田一郎　二五番　五十嵐　昇
二六番　伊賀多朗　二七番　石井　正
二八番　安沢徳願　二九番　安西益男
三〇番　山口　康
一、欠席議員　二名
一〇番　宍戸寿夫　一七番　黒川平治
一、出席説明員
第一号に同じ
一、出席事務局職員
第一号に同じ
一、議事日程（第四号）
昭和五十五年七月四日午前十時開議
日程第一　議案第四十三号　安房郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定について
議案第四十四号　館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第四十五号　工事請負契約の締結について
議案第四十六号　字の区域及び名称の変更について
日程第二　議案第四十七号　館山市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第四十八号　館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第三　議案第四十九号　市営土地改良事業の施行について
日程第四　請願第　一号　電気料金値上げに関する意見書の提出を求める請願書
請願第　二号　原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する請願書
日程第五　請願第　三号　市区町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書の提出を求める請願書
開　議　午前十時二十八分開議
○議長（石井　正君）　本日の出席議員数二十七名、これより第二回市議会定例会第四日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開き

ます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行います。

議長の報告

○議長（石井　正君）　この際、申し上げます。

ただいま市長から衛生センター建設費にかかわる継続費繰越計算書が報告されました。

お手もとに配付の印刷書により御了承願います。

議案の上程

○議長（石井　正君）　日程第一議案第四十三号ないし議案第四十六号の各議案を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

○議長（石井　正君）　ただいま議題となりました各議案は、去る七月一日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長松下正己君御登壇願います。

（総務委員会委員長松下正己君登壇）

○総務委員会委員長（松下正己君）　去る七月一日開会の本会議におきまして本総務委員会に付託されました一般議案四件について、翌七月二日総務委員会を招集し、各議案の内容審査を行いました。

その経過並びに結果についてを御報告申し上げます。

まず初めに、議案の慎重なる審査結果について、議案第四十三号、議案第四十四号、議案第四十五号、議案第四十六号それぞれ全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の経過について主なる事項を申し上げます。

議案第四十五号につきましては、白土の発掘跡があるというが、これに対する特別の処置を考えているかどうかを聞きましたところ、あの地域一帯は白土を採掘した跡があり、設計の段階で現地を調査した際、表面に穴のあいている個所があったので、ある程度予測した上での設計を行った。いままで協議の上では、土かぶりが五メートル以上あれば支障がないが、それより薄いところが出てくれば、工法等でいろいろ研究を要するということになる。工事にかかってみないとわからない面もあるので、工事を実施していく中で設計時に予測できなかったことが出てくれば、その時点でいろいろ検討した上で対処していきたいと前向きな説明がありました。

次に、来年度の計画はどのようになっているかを聞きましたところ、五十六年度事業としては西長田側からの搬入道路が補助対象事業になっているので、それを含めて補助対象事業としては三五％実施する旨の説明があり、本体については五十五年度コンクリート、土木関係が終り、五十六年度は残るは主として仕上げ関係と機械の据え付け等である。補助対象事業外としては造園事業を予定していると説明がありました。

以上、本総務委員会に付託されました議案四件について、総務委員会における審査の概要を御報告申し上げ、満場の御賛同をたまわりますようお願いいたしまして、総務委員会委員長報告とい

たします。

○議長（石井　正君）　以上で、委員長の報告を終ります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。

御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告はありませんでした。

討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　決

○議長（石井　正君）　これより採決を行います。採決は一括して行います。

議案第四十三号ないし議案第四十六号についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって、議案第四十三号ないし議案第四十六号の各議案はいずれも原案のとおり可決されました。

議　案　の　上　程

○議長（石井　正君）　日程第二、議案第四十七号ないし議案第四十八号の各議案を一括して議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

○議長（石井　正君）　ただいま議題となりました各議案は、去る七月一日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長栗原一雄君御登壇願います。

（文教民生委員会委員長栗原一雄君登壇）

○文教民生委員会委員長（栗原一雄君）　去る七月一日本定例議会において文教民生委員会に付託されました一般議案二件について、二日委員会を招集し、慎重なる内容審査を行いました。

以下、委員会における経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず初めに、審査の結果について申し上げます。議案第四十七号館山市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第四十八号館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議案二件については、それぞれ賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における主なる事項について申し上げます。

議案第四十七号につきましては、四中跡地を体育施設として利用する経過について説明を求めましたところ、地域住民の要望を考慮し、地区の方々と十分な協議の結果、社会体育施設ということになった旨の説明がありました。

さらに、施設の内容及び経費等について質疑が行われ、いまの段階においてはグラウンドの芝植え及びフェンスの工事を行って

グラウンドの工事は完了との説明がをされ、目的としてはサッカー、ソフトボール等を考えており、屋内運動場としては将来バレー、バスケット等を考えているが、話し合いのできる場所もつくりたいとの説明もありました。

なお、討論において委員より、よい施設を十分に事故のないように使うにはある程度の管理料、維持料等最低の負担が必要であるとの賛成意見と、施設について一貫して料金を徴収するということだが、四中体育館はいままで無料で地元住民に利用されてきた経緯を考えた場合、料金を取るのは反対であるとの意見もありました。

次に、議案第四十八号につきましては、給付状況等の説明を求め、さらに学校管理下における骨折事故及び事故予防等についてどのような対応策をされているのかとの質問に対して、各学校において保健委員会をつくり、それぞれ学校の実態をとらえ、専門医、管理医に専門的立場から助言及び指導をあおいでいると答弁がありました。

なお、討論において委員より、免責により管理責任が代行されているように思う。掛金の割合をこのまま認めるわけにはいかないとの反対意見もありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案について委員会における審査の概要を御報告申し上げましたが、議員各位の御理解をいただき、満場の御賛同をたまわりますようお願いいたしまして文教民生委員会の報告を終ります。

○議長（石井　正君）　以上で、委員会の報告を終ります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。

御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

討　　論

○議長（石井　正君）　これより討論に入ります。

通告がありますので順次発言を許します。

一番議員神田守隆君。

（一番議員神田守隆君登壇）

○一番（神田守隆君）　議案の四十七号ないし四十八号について反対の討論をいたします。

議案の四十七号館山市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、旧四中跡地のグラウンド、体育館及びプール等を他の施設と一貫した使用料金等を定めようとするものですが、この料金表によれば小学生や中学生からも利用のたびに料金を取るというものですから賛成はできません。

ことに、四中跡地に今回つくるこの運動場は、これまでは四中の学校施設の利用として地区住民に開放されママさんバレーの練習、早起き野球等に大変貢献をしてきました。地区の人々にとっては無料で気軽に利用できる施設として重要な働きをしてきたわけです。それが今回学校施設から社会体育施設になったから、今度は料金をいただくというのでは、地元の方々の目から見て納得のいかない事柄だろうと思います。他の施設と一貫した料金といいますが、こうした経過を無視した処置ではないかと思うわけでこの点でも賛成ができません。

議案の四十八号館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

学校安全会の給付は互助、共済的な性質のものですから、学校管理下の事故についてその原因や責任の如何にかかわらず、事故にあったという事実に対して給付されるものです。したがって、その給付があったからといって事故の責任が消えて、責任が免除されるというものではありません。依然としてその責任は消えずに残るわけであります。

ところが、五十三年から法改正となり、免責の特約を結べば学校設置者の損害賠償責任が発生した場合において、安全会が災害共済給付を行うことにより、その額の限度においてその責任を免れるということになりました。事故の責任が消えてしまうということになるわけであります。

学校災害はなくさなければなりません。そのためにはその責任が厳しく問われなければなりません。学校管理下の事故責任を担保するものとして学校管理者責任保険に市内の学校は入ってるとのことですが、この保険からの給付はこれまで一件もないとのことですから、学校災害についてはその責任が厳しく問われてはいません。免責特約によって市は災害共済給付分については免責となるわけですから、それは市にとっては責任保険を代行していることになります。しかもそれを保護者の負担を含めてやっているわけであります。私は事実上責任保険を代行している学校安全会の実情を見るとき、その掛金は保護者の負担によるべきではないと思います。

以上のことから、この掛金徴収条例の一部改正に反対をいたします。

○議長（石井　正君）　以上で、通告者による討論を終ります。

通告をしない議員で討論はございませんか。

（七番議員古賀礼四郎君登壇）

○七番（古賀礼四郎君）　私はただいまの四十七号議案及び四十八号議案に対して賛成の討論をいたします。

昨年行われました館山市民の意識調査によると、館山市の魅力ある都市づくりこれにスポーツ施設がほしいというのが三八%あります。現在の市民運動場だけでは足りずにもっと多くの施設をつくってくれと、これが市民の偽らざる要望であります。私はもっと館山を青年に魅力ある体育施設、それから公民館こういう公有施設をもっとどんどんつくってほしいと思うものであります。

ですから、四中跡の学校施設が社会施設として開放されるのに賛成し、今後各地にもっとこういう施設をどんどんふやしてもらいたいと念願するものであります。よって、賛成いたします。

次の四十八号、これにつきましては、災害というものは学校と父兄が均等に負担すべきものであると思います。あくまで互助制度でありますから、学校と父兄が均等に責任ある負担をし、十分な傷害に対して補償をするというようなことで、いま反対意見に言われましたように学校側に一方的に責任を課するものではない私はこう思います。あくまで親と学校側と子供の三者がなるべく事故を起こさないりっぱな施設をつくり、予防を図り、事故を起こさないという方面に進んでいかなければ、りっぱな教育及び今後の施設の充実が図れない。こう思いますので、この四十八号議案に賛成の討論といたします。以上です。

○議長（石井　正君）　他に討論はございませんか。――討論なしと認めます。以上で、討論を終結いたします。

採　　決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。採決は起立により一括して行います。

議案第四十七号及び議案第四十八号についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井　正君）　起立多数であります。よって、議案第四十七号及び議案第四十八号の各議案はいずれも原案のとおり可決されました。

議　案　の　上　程

○議長（石井　正君）　日程第三、議案第四十九号市営土地改良事業の施行についてを議題といたします。

建設経済委員会委員長報告

○議長（石井　正君）　ただいま議題となりました議案第四十九号は、去る七月一日の本会議において建設経済委員会に付託されたものであります。

よって、これより議案第四十九号に対する建設経済委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

建設経済委員会委員長流山源次郎君御登壇願います。

（建設経済委員会委員長（流山源次郎君）登壇）　（拍手）

○建設経済委員会委員長（流山源次郎君）　六月定例会第三日目の七月一日の本会議において建設経済委員会に付託されました議案第四十九号市営土地改良事業の施行についてを議題として七月三日建設経済委員会を招集し、慎重審査の結果、全員一致原案を可決すべきものと決しました。

以下、審査経過内容について御説明申し上げます。

実施にあたって関係者の同意は得てあるか、地区別の面積を示していただきたい、登記事務が遅れるようなことはないか、との三点につき質問したところ、関係者の同意は全員からとっている、字別の面積は西ノ原八千二百九十七平米、大久保一万五百五十二平米、西ノ下一万二千六百四平米、西條七千六百五十三平米、作七千九百十一平米、原田四百四十八平米、登記事務については事業が終了次第次の年度で行う予定であり、登記の遅れはないように考えている旨の回答あり、確かに登記が遅れているところがあるのでよろしくお願いしたいと要望をし、次の質疑に入りました。

区画が広いものになると思うが、それに満たない小面積の所有者の関係はどうなるか、換地に際して問題が起こることもあると思うが、そういった点の考慮はどのようになされるか、同意の内容はどのようなものかの問いに、この地区は一反区画を計画している、一反以下の場合は一反区画をしたあとさらに分割するという形をとる予定である、不利不便ということに対しては地元で換地委員をたてていただいて換地計画の中で十分協議していただいて決めるようにしたいと考える、同意の内容については、ほ場整備

を実施することに対して同意を得ているわけで、換地については換地委員をたてて換地計画に基づいて関係者で協議していただくこのように考えている旨の答弁があり、さらになわのびがあった場合はどういうふうにするのかと尋ねたところ、このほ場整備については区画整理と合わせて配水路、農道等を整備することになっているのでそういう面で調整される面積が多分にあるとの答えあり、換地に際してすべて換地委員に任せてしまうのか、市は助言しないのかを問いましたところ、事業を実施するにあたって換地の際等に問題が生ずることもあるが、やはりこの点については受益者を中心に話し合いを進めて計画を立てるようにいたしたい旨の答弁あり、換地に際して問題が起こることもあるので、市の助言指導をお願いしたいと要望をし、全員原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、審査の概要を御報告申し上げ、委員長報告を終ります。何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石井　正君）　以上で委員長の報告を終ります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告はございませんでした。討論ございませんか。――討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

採　決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。

議案第四十九号についての委員長の報告は原案可決であります。

議案第四十九号を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって議案第四十九号市営土地改良事業の施行については原案のとおり可決されました。

請願書の上程

○議長（石井　正君）　日程第四、請願第一号電気料金の値上げに関する意見書の提出を求める請願書及び請願第二号原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する請願書を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

○議長（石井　正君）　ただいま議題となりました各請願書は、去る三月開会の第一回市議会定例会において総務委員会に閉会中の継続審査に付されたものであります。

よって、これより本請願書に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長松下正己君。御登壇願います。

（総務委員会委員長松下正己君登壇）

○総務委員会委員長（松下正己君）　去る三月の議会において本総務委員会に付託されまして継続審査中の請願第一号電気料金値上げに関する意見書の提出を求める請願書、請願第二号原子爆弾被

爆者の援護法制定促進決議に関する請願書についての審査の結果を御報告申し上げます。

請願第一号については不採択、請願第二号については願意を妥当と認め採択と決しました。

以上のとおり御報告申し上げ、満場の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（石井　正君）　以上で委員長の報告を終ります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

討　論

○議長（石井　正君）　これより討論に入ります。

通告はありませんでした。討論ございませんか。

○一番（神田守隆君）　電力料金値上げ反対の意見書の提出を求める請願書についてでありますけれども、これについてはすでに電力料金が四月一日から値上げをされているわけでありますから、いまの時点で値上げ反対ということ自体は意義を失っているということについては理解をするわけでありますが、しかしながら、この請願の説明の中でも指摘したとおり、この電力の値上げが水増し値上げを含むものであるということは、各社の三月期の決算の結果からも推測できるところであるわけで、この水増し値上げ分については消費者に還元すべきで、いまの時点で言えば、市民生活を守るという立場から、当然この請願の趣旨として値下げを主張すべきであるというふうな考えを持つわけで、そういう点で市民生活を守るという立場を市議会が明白にするんだ、こういうような意味でこの請願については採択すべきではないかというふうに考えます。

○一九番（石井輝久君）　ただいまの総務委員会委員長報告、請願第一号不採択の委員会の決定に対して賛成の討論を申し上げます。

先の衆参両院選挙にあたりましても、共産党のほとんど全立候補者が電気料金の水増し料金ということを断定された、テレビの御意見の発表も承っております。ただ、共産党の方々のお考えでございましょうけれども、決算の水増しという御意見は御意見として、一つの意見としてあるとは存じますが、それがおそらく利益計算の出し方、原価と利潤という関係で、一つの考え方として水増しというお考えを持ったと思います。その分をもし国民に還元する形で電気料金の値上げ率をダウンさせるといったような場合には、非常に電力という特殊の、将来の経営がむずかしくなる、こういう反面を持っているということを私どもは日常考えております。

その理由として、内部留保していかなければならない、これはいわゆる三公社五現業の経営の方法と――いわゆる国家の基幹産業でありながら国鉄と違って民間経営、株式会社の経営に対してゆだねられている東京電力、その他の北海道電力をはじめとする電力会社との経営の違いがあると思うんです。

具体的に言いますと、私ども東京電力の電力を供給を受けている一般消費者といいますか、これは原子力発電――具体的に言いますと、私どもが使っている東電管内の電力というものは、いま計画しているのは青森県から東北を通って送電線をもってきよう

とする、この遠大な、しかも十カ年ぐらい、用地買収が始まって鉄塔を建て、配電線、送電線をもってくる天文学的な技術、資本力、こういったものを勘案した場合に、これを内部留保で資金を蓄えてこういった計画を推進しない限り、電力の需給のバランスはくずれていくおそれがある。

私どもは、こういう立場に立ちまして、電力料金を値上げするのははなはだ好ましくないけれども、将来のグローバルな、日本全体の、あるいは日本全体とは言わないまでも、東電管内の電力の需給のバランスをくずさない、こういった考え方に立ちまして総務委員会の決定に残念ながら私は賛成をせざるを得ない、当を得た不採択である、このように考えております。

以上、賛成の討論といたします。

○議長（石井　正君）　他に討論ございませんか。――討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

採　決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。採決は分括して行います。

まず請願第一号について起立により採決いたします。

請願第一号についての委員長の報告は不採択であります。

請願第一号を委員長の報告のとおり不採択と決しますことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井　正君）　起立多数であります。よって請願第一号は不採択と決しました。

次いで、請願第二号について採決いたします。

請願第二号についての委員長の報告は採択であります。

請願第二号を委員長の報告のとおり採択と決しますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって請願第二号は採択すべきものと決しました。

日程の追加

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。

ただいま採択と決定されました請願第二号に付帯して、発議案第二号原子爆弾被爆者の援護対策強化に関する意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案の上程

○議長（石井　正君）　発議案第二号原子爆弾被爆者の援護対策強化に関する意見書についてを議題といたします。

議案の配付

○議長（石井　正君）　議案を配付いたさせます。

配付漏れはございませんか。――配付漏れなしと認めます。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案の内容説明

○議長（石井　正君）　提出者の説明を求めます。

（九番議員松下正己君登壇）

○九番（松下正己君）　発議案第二号原子爆弾被爆者の援護対策強化に関する意見書について提案理由を御説明申し上げます。

本案は、先ほど採択されました請願書の趣旨を体して提案したものでありますが、被爆者救済措置に関しましては、昭和四十八年にも市内の被爆者同友会より本市議会に請願書が提出され、採択されている経過もございまして、今日なお十分な援護対策がとられていない現況にあります。

再び広島、長崎の惨状を繰り返さない意味からも、この際政府に対し抜本的な援護対策の確立を要望いたしたく、お手元に配付のとおり八名の賛成者を得て本案を提出いたした次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（石井　正君）　説明は終りました。

御質疑を願います。御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論を省略、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

採　決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

請願書の上程

○議長（石井　正君）　日程第五、請願第三号市区町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

○議長（石井　正君）　ただいま議題となりました請願書は、去る七月一日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより本請願に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長栗原一雄君。御登壇願います。

（文教民生委員会委員長栗原一雄君登壇）

○文教民生委員会委員長（栗原一雄君）　本定例会において去る七月一日文教民生委員会に付託されました請願第三号市区町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書の提出を求める請願書について、二日委員会を招集して慎重に内容審査を行いました。以下、委員会における経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、初めに審査の結果について申し上げます。

請願第三号については、賛成多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における主なる事項について申し上げます。

法的根拠がないために具体的にどのような問題点があるのか説明を求めましたところ、具体的には問題がないが、法制化の理由として、第一点、公共性の強い事業を行っており社会的責任を明確にする必要がある、第二点、公的努力とともに民間の活動が必要であり、市町村における社会福祉協議会の役割が高まっている第三点、住民参加を推進する市区町村社会福祉協議会の役割は大きく、市区町村の社会福祉協議会のみ法制化されていないので均衡を失している、第四点、社会福祉団体の調整を行うのに法制化されていないのが大きな障害となっているとの答弁がありました。

なお、討論において、委員より、将来的に法制化されればメリットが出てくるとの賛成意見と、いま急いでやらなければならないとの考えがはっきりしないので、慎重な審査を行うべきであり、継続審査にしてもらいたいとの意見もありました。

以上、付託されました請願第三号について、本委員会における審査の概要を御報告申し上げました。議員各位の御理解をいただき、満場の御賛同を賜りたくお願い申し上げまして、文教民生委員会の報告を終ります。

○議長（石井　正君）　以上で委員長の報告を終ります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

討　論

○議長（石井　正君）　これより討論に入ります。

通告はありませんでした。討論ありませんか。

○一番（神田守隆君）　この請願第三号市区町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書の提出を求める請願書でありますが、請願書に「現行社会福祉事業法においては、市区町村社会福祉協議会に関する規定がないため、その進展に大きな障害となっております。」と述べておるわけでございます。そして「市区町村社会福祉協議会を法制化すること」と主張しておりますが、規定がないために具体的にどのような障害が出ているのか。行政当局の説明を求めても具体的に困っていることは特にないというのが説明であったわけです。

提案者たる市長に見解を求めたところでは、「権威づけが欲しい」、「お墨つきですよ」、こういうような説明であったわけで、あえて市長の言う権威づけ、お墨つきということならば、現行でも立派にいわばお墨つきをもらっているというふうに考えるべき

ではないか。というのは、市区町村社会福祉協議会はそのほとんどが社会福祉法人として厚生大臣の認可を受けて設立されているものであるからです。社会福祉協議会はその名称に必ず社会福祉法人たとえば館山市社会福祉協議会というふうに名のっているわけですから、立派にお墨つきの内容は表示されているというように考えられるわけであります。そういう点から提案者たる市長の説明では十分な納得をできなかったところであります。

もとより、地域福祉活動の拡充強化を行うよう国、関係官庁に働きかけるということは当然のことであるというふうに考えます。しかしながら、現行社会福祉事業法を改正する以上、現行の問題点と改正の趣旨が明確にされていないのではないか。こういう点からこの請願はその趣旨がはっきりしていないというふうに私は考えるわけで、そういうことから慎重なる審査が必要ではなかろうかという立場をとったわけであります。今回この提案について慎重審査をすべきであるという意見を再び主張いたしまして、可とするということについては同意できないということであります。

○議長（石井　正君）　他に討論ございませんか。――討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

採　決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。採決は起立により行います。

請願第三号についての委員長の報告は採択であります。

委員長の報告どおり採択と決しますことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井　正君）　起立多数であります。よって請願第三号は採択すべきものと決しました。

日程の追加

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。

ただいま採択と決定されました請願第三号に付帯して発議案第三号市区町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書案が提出されました。

この際これを本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって本案を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案の上程

○議長（石井　正君）　発議案第三号市区町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書についてを議題といたします。

議案の配付

○議長（石井　正君）　議案を配付いたさせます。

配付漏れありませんか。――配付漏れなしと認めます。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案の内容説明

○議長（石井　正君）　提出者の説明を求めます。

（一二番議員栗原一雄君登壇）

○一二番（栗原一雄君）　発議案第三号市区町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書について提案理由を説明いたします。

本案は、先ほど採択されました請願第三号に関連して提出したものであります。

現行社会福祉事業法におきましては、社会福祉協議会は都道府県を区域として事業を行う旨規定されており、市区町村福祉協議会については何ら規定されておりません。

しかしながら、従前から市区町村福祉協議会は、それぞれの地域社会において住民福祉の増進のため各種の活動を実施いたしておりますことは御承知のとおりでございますが、今日の多様化した福祉問題、社会の変化に対応して地域福祉活動を推進していくためには、どうしても市区町村社会福祉協議会の充実が必要となってまいりました。

そこで、住民生活に最も密着している市区町村社会福祉協議会の社会的責任を明確にし、その活動を積極的に助長するとともに充実強化を図るため、これが法制化を関係機関に働きかけたく、全国的な運動の一環として本案を提出いたした次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（石井　正君）　説明は終りました。

御質疑を願います。御質疑ありませんか。――御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

討　論

○議長（石井　正君）　これより討論を行います。

○一番（神田守隆君）　先ほども請願の中で討論いたしましたわけですが、十分な審査がされていないということで、この内容については可とするわけにはまいらないということであります。

○七番（古賀礼四郎君）　これ焦眉の急ではないと思います。しかし、日本の国情があくまで官尊民卑であり、行政指導が上からの縦割り型であるわけです。そうしますとボランティア活動にしろ、社会事業にしろ、いろんな事業が非常にばらばらに行われまして、やはり何か頭になる、中核になるものがないと、なかなか予算面においても、事業を推進する場合においてもし難い、船頭多くして事ならない場合が多いわけです。

その点で、私も至急これを可決すべきものではないと思いますが、いまのうちにやっておいたほうがいいというような考えで賛成いたします。

○議長（石井　正君）　他に討論ございませんか。――討論なしと

認めます。よって討論を終ります。

採　　決

○議長（石井　正君）　これより採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
○議長（石井　正君）　起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（石井　正君）　お諮りいたします。
宍戸寿夫君から議員の辞職願いが提出されております。
この際、宍戸寿夫君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって、この際宍戸寿夫君の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

宍戸寿夫君の議員辞職について

○議長（石井　正君）　まず、その辞職願いを朗読いたさせます。
（書記朗読）
○議長（石井　正君）　お諮りいたします。
宍戸寿夫君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石井　正君）　御異議なしと認めます。よって宍戸寿夫君の議員の辞職を許可することに決しました。
暫時休憩いたします。
午前十一時二十分　休　憩
午後　一時　五分　再　開
○議長（石井　正君）　午後の出席議員数二十七名、休憩前に引き続き会議を開きます。
副議長と議長を交代いたします。
（議長石井　正君退場）
（副議長、議長席に着く）

日程の追加

○副議長（菊井敏博君）　議長石井　正君から議長の辞職願いが提出されております。
お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○副議長（菊井敏博君）　御異議なしと認めます。よって、この際議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

議長辞職について

○副議長（菊井敏博君）　まず、その辞職願いを朗読いたさせます。
（書記朗読）
○副議長（菊井敏博君）　石井　正君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○一番（神田守隆君）　この議長さんの辞表ですけれども、任期が四年ということで選んだわけで、一身上の都合とは言え、その理由について納得できないので、同意できません。

○副議長（菊井敏博君）　御異議がありますので起立により採決いたします。

石井　正君の議長の辞職を許可するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（菊井敏博君）　起立多数であります。よって、石井議長の辞職を許可することに決定いたしました。

（石井　正君入場）

石井正君のあいさつ

○副議長（菊井敏博君）　この際、石井議員より発言を求められております。暫時これを許します。

（二七番議員石井　正君登壇）

○二七番（石井　正君）　お許しをいただきまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

ただいまは議長の辞任願いを御承認いただきまして、まことにありがとうございました。

議長在任中は、皆さまの御厚情によりまして大変ごやっかいになりました。私も微力ではありますけれども、顧みますと、ために努力してきたところではありますが、館山市の議会の権威を高めるとともに議員の死亡をはじめといたしまして、本日の議会にまでいろいろ問題がございました。しかし、このように大過なく過ごさしていただきました。本当に皆さま方の御協力のおかげと心からお礼申し上げる次第でございます。

今後は一議員といたしまして、館山市のために研さん努力をいたし、皆さまの御指導、御鞭撻をいただきまして努力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思います。

本当にありがとうございました。（拍手）

日程の追加

○副議長（菊井敏博君）　ただいま議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（菊井敏博君）　御異議なしと認めます。よってこの際議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

議長の選挙

○副議長（菊井敏博君）　議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（菊井敏博君）　ただいまの出席議員数二十七名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○副議長（菊井敏博君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（菊井敏博君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

（事務局長補佐氏名点呼、投票）

○副議長（菊井敏博君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（菊井敏博君）　これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に藤田益治君及び安西益男君を指名いたします。よって両君の立ち会いを願います。

（立会人登壇、開票）

○副議長（菊井敏博君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数二十七票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票二十七票、無効投票なし。

有効投票中五十嵐　昇君二十六票、神田守隆君一票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は七票であります。よって五十嵐　昇君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました五十嵐　昇君が議場におられますので、会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいたします。

議長のあいさつ

○副議長（菊井敏博君）　この際、議長五十嵐　昇君を御紹介いたします。

（議長五十嵐　昇君登壇）（拍手）

○議長（五十嵐　昇君）　ごあいさつ申し上げます。

ただいま、先輩の名議長石井　正氏の後任といたしまして、不肖私、大方同僚議員の皆さまの御支援、御支持を得まして当選させていただきましたこと、これ身に余る光栄と存じまして、深く厚くお礼を申し上げる次第でございます。

もとより、浅学非才の身でございまして、皆さま方の御期待に沿えるかどうか、これ一にかかって私の努力と皆さまの御支援なくしてはとうていその任は達し得られないと存ずるものでございます。

なにとぞ、今後とも前石井議長にならいまして、絶大なる御支援、御支持をいただきまして、地方自治の発展、特に館山市政の発展に努力いたしたいと存じますので、よろしく御指導、御支援御交誼のほどをお願い申し上げる次第でございます。

どうもありがとう存じました。（拍手）

○副議長（菊井敏博君）　以上で議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

（議長、議長席に着く）

○議長（五十嵐　昇君）　暫時休憩いたします。

午後一時二十一分　休　憩

午後一時三十五分　再　開

○議長（五十嵐　昇君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（五十嵐　昇君）　お諮りいたします。

本市議会の申し合わせにより、常任委員会委員の改選をいたしたいと思います。これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐　昇君）　御異議なしと認めます。よって常任委員会委員の改選を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

常任委員会委員の選任

○議長（五十嵐　昇君）　お諮りいたします。

ただいまの決定により、現在の常任委員会委員は全員それぞれ辞職し、全委員会ともに欠員となったこととといたしますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐　昇君）　御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されましたとおり、各常任委員会ともに欠員となりましたので、本日直ちにこれが選任を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐　昇君）　御異議なしと認めます。よって本日直ちに選任することに決しました。

これより各常任委員会委員を本市議会委員会条例第四条の規定により選任いたします。

各常任委員会委員の氏名を書記をして朗読いたさせます。

○書記（石井敏夫君）　朗読いたします。

総　務委員会委員　石井　謀さん、横溝　功さん、林　豊さん、渡辺昭夫さん、伊藤幸太郎さん、吉田勇治郎さん、藤田益治さん、菊井敏博さん、石井　正さん。

文教民生委員会委員　神田守隆さん、福原　勲さん、古賀礼四郎さん、松下正己さん、栗原一雄さん、近藤好雄さん、石井武敏さん、五十嵐　昇さん、伊賀多朗さん。

建設経済委員会委員　網島憲治さん、石井昌治さん、押元　稔さん、黒川平治さん、流山源次郎さん、石井輝久さん、和田一郎さん、安沢徳順さん、安西益男さん、山口　康さん。

○議長（五十嵐　昇君）　ただいま朗読いたしましたとおり各常任委員会委員に選任いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐　昇君）　御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

この際、同条例第五条の規定により各常任委員会において互選されました正、副委員長を報告いたします。

総　務委員会委員長　藤田益治君、同副委員長　横溝　功君
文教民生委員会委員長　伊賀多朗君、同副委員長　古賀礼四郎君
建設経済委員会委員長　流山源次郎君、同副委員長　網島憲治君

なお、この際御報告いたします。

議会運営協議会委員に、石井　謀君、福原　勤君、松下正己君、渡辺昭夫君、押元　稔君、石井輝久君、和田一郎君、安西益男君

以上、八議員君が選任され、互選の結果、委員長に和田一郎君、副委員長に福原　勤君が決定されましたので報告いたします。

日程の追加

○議長（五十嵐　昇君）　お諮りいたします。

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員中、欠員を生じましたので、本選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐　昇君）　御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙

○議長（五十嵐　昇君）　これより館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員補欠選挙を行います。

この補欠選挙は、宍戸寿夫君が議員を辞職されましたので、組合規約第七条第二項の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐　昇君）　御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

指名の方法は、議長において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐　昇君）　御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に石井　正君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました石井　正君を館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五十嵐　昇君）　御異議なしと認めます。よって指名のとおり石井　正君が当選されました。

ただいま当選されました石井　正君が議場におられますので、本席より会議規則第三十二条第二項の規定により告知をいたします。

閉　会　午後一時四十四分閉会

○議長（五十嵐　昇君）　以上で本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

よって、これにて第二回市議会定例会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

一、議案第四十三号乃至議案第四十九号
一、請願第一号乃至請願第三号
一、日程の追加・発議案第二号
一、日程の追加・発議案第三号
一、日程の追加・宍戸寿夫君の議員辞職について
一、日程の追加・議長辞職について
一、日程の追加・議長選挙
一、日程の追加・常任委員会委員の選任
一、日程の追加・館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長　石井　正
館山市議会議長　五十嵐　昇
館山市議会副議長　菊井敏博
館山市議会議員　林　豊
館山市議会議員　石井輝久